

ロシア知的財産権ニュースレター

2017 年度第 3 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2017 年度内に 4 回発行する予定です。

法律最新情報

要約：規制および知的財産の保護の重要な変更

【規制の変更】

物品・サービスに関する国際分類の新版が公表された。

2018 年 1 月 1 日から、商標の申請は、国際標準金財貨サービス分類（ICGS）の新版（ICGS の第 11 版）に基づく商品・サービス一覧表¹に従い、検討されることになる。

2017 年 11 月 30 日、ロシア連邦は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の批准書を、世界知的所有権機関（WIPO）に寄託した。

ジュネーブ改正協定は、2018 年 2 月 28 日からロシア連邦に対して効力を生じる。同日から、ロシアの意匠図案家は、国際申請書を、1 言語で 1 通だけ提出し、かつ手数料一式のみを支払うことにより、ジュネーブ改正協定の加盟国 82 カ国における工業意匠の保護を実現するハーグ制度を利用することができるようになる。これを受けて、

外国の意匠図案家も、特許弁護士を雇用せずとも、ロシア連邦内で自己の工業意匠に関する保護を求めることができるようになる。

（詳細については、4 ページを参照）

2017 年 9 月 23 日付ロシア連邦政令第 1151 号「**発明特許、実用新案、工業意匠、ならびに商標またはサービスマークの国家登録、ならびに原産地名称の独占的権利の国家登録および付与、ならびに知的活動の所産の独占的権利の譲渡または個別化の手段についての国家登録、ならびに独占的権利の担保設定、ならびに当該所産を使用する権利または契約に基づく手段の付与に関連する法的拘束力ある措置のための特許その他の手数料に関する規則の改正について**」

法的拘束力のある措置のための特許その他の手数料に関する規則が変更された。

（詳細については、4 ページを参照）

1

<http://www.wipo.int/classifications/nice/nclpub/en/fr/home.xhtml>

重要な判決

模倣品の販売に制裁措置を課すためには、物品の同質性を証明することが必要である。

模倣品の販売を理由に個人の事業家に対して行政上の制裁措置が課されたことに関して、ある紛争が生じた（ロシア行政犯罪法第 14.10 条第 2 部）。知的財産権裁判所²は、当該状況において、当該物品に付された名称と登録商標との間の類似性を調査することが必要である旨を指摘した。さらに、その責任は、販売された物品が商標登録済みの物品と同質である場合に限り生じる。立証責任は、行政機関側にある。同質性のない物品に対する商標の使用は、当該犯罪には当たらない。

そのため、同裁判所は、販売された物品に関する商標の複製事実または混同を生じるような類似の名称、および紛争対象の物品と保護された商標が付された物品との同質性などの当該犯罪の構成要件が、下級審裁判所において立証されていなかったことから、当該個人の事業家に対し行政上の制裁措置を課す旨の従前の判決を取り消し、かつ当該訴訟について追加審理のための差戻しを行った。

（事件番号第 A 32-16337/2016 号に関する知的財産権裁判所の 2017 年 8 月 29 日付決議第 C 01-646/2017 号）

保有者の組織再編が行われた場合、商標に対する独占的権利は、当該移転の登録の有無を問わず、継承者に移転する。

知的財産権裁判所（第一審）は、当該会社間の連続的な包括承継に関する証拠の提示を受けたことおよび当該商標に対する独占的権利の移転に関する国家登録を却下するための法的根拠が存在しなかったことから、独占的権利の移転登録を違法であるとするロシア特許庁の裁定について、正当な根拠に基づき否認した。

ロシアの民法典第 1514 条によると、商標の法的保護については、商標保有者の法人の解散を理由に、ロシア特許庁の決定に基づき早期にこれを解除することができる。知的財産権裁判所最高会議は、破棄審において破棄の申立てを検討したが、当該規定が法人の組織再編ではなく、清算の場合のみ適用される旨を強調している。組織再編の場合、商標の法的保護の解除は、物品またはその製造者について消費者に誤解が生じている場合に、裁判所の決定に基づきこれを行うことができる。保有者の組織再編が行われる場合、商標に対する独占的権利は、当該移転の国家登録の有無を問わず、継承者に移転する。同時に、当該規定は、国家登録が行われる前に、第三者に対し、簡略的な形で適用される。特に、ライセンス契約に基づく商標に対する権利は、これを譲渡することができず、かつ付与することもできない。当該登録簿に記録された保有者の継承者が、自己の組織再編の前に、当該移転に関する国家登録の申請を行わない場合、その次の継承者が当該申請書を提出することができる。この場合、当該移転登録時に、以前の保有者が法的能力を有していることは要求されない。

（事件番号第 SIP-524/2016 号に関する知的財産権裁判所最高会議の 2017 年 9 月 11 日付決議第 C 01-266/2017 号）

² 知的財産権裁判所は、破棄審において当該訴訟を検討した。

知的財産権裁判所は、特定の事業者による将来における商標の使用を禁止することはできないという立場を固守している。

知的財産権裁判所（破棄審）は、当該申立てが当該紛争対象の商標が登録された特定の物品について言及していないことを踏まえると、仮定に基づく申立てに当たるという理由により、従前の決定を部分的に取り消し、かつ当該紛争対象の商標および混同を生じるような類似の名称について、被告による使用の禁止を求める申立てを却下した。

知的財産権裁判所は、法律に基づき、将来常に特定の者による知的活動の成果物または個別化の手段の利用を全体的に禁止するよう求める、仮定に基づく申立ては原則として認められない旨を指摘している。

当該申立てを認めれば、必然的に執行可能性の原則（裁判所の決定の執行可能性）に違反することになる。なぜなら、その後の各違反に関する被告に対する制裁措置は、仮定に基づく禁止を内容とする執行令状の執行により課すのではなく、新たな提訴を通じて課すことしかできないためである。

（事件番号第A 40-122590/2015号に関する知的財産権裁判所の2017年10月6日付決議第C 01-690/2017号）

商標保有者が審理の当事者ではない場合、このことによって、行政犯罪事件に関する裁判所の決定が取り消される可能性がある。

知的財産権裁判所（破棄審）は、他人の商標を違法に複製した物品を販売したことにより個人事業者に対し行政上の制裁措置を課した事件において、第一審裁判所（イル

ーツク地域仲裁裁判所）の決定を取り消して、新たな審理のために差し戻した。その理由は、争われている商標の保有者が当該決定により影響を受ける権利および適法な権益を有しているため、裁判所がこの者を審理に参加させるべきであるということであった。

（事件番号A 19-6777/2017に関する知的財産権裁判所最高会議の2017年10月13日付決議第C 01-807/2017号）

外国の事業者は、ロシア国内で自社の名称について保護を受ける。

知的財産権裁判所（第一審）は、外国の事業者の社名が（商標の一部を表しているか否かにかかわらず）、ロシアの法的主体の権利保護に適用されるのと同様の手続に従ってロシア国内で保護されると述べた。

外国会社は、当該会社がロシアで登録されておらず、ロシアに駐在員事務所、支店、または登録商標を有していなくとも、ロシア国内で自社の名称を保護することができる。ロシア民法典第1483条第6項および第8項に基づき、商標の優先日より前にロシア国内で他の事業者により登録された会社名と同一または混同を生じさせるほど類似の名称を、同種の物品の商標として登録することはできない。

外国の法的主体の会社名については、当該外国の法的主体の登録日を考慮に入れるとともに、その会社のロシアでの運営が、商標が登録され、または出願が行われた物品およびサービスと同種の物品およびサービスに関係するかどうかについて検討することが必要である。

(事件番号 SIP-768/2016 に関する知的財産権裁判所最高会議の 2017 年 11 月 1 日付決議)

知的財産分野における法令および規則の重要な変更に関する分析

I. 2017 年 11 月 30 日、ロシア連邦は、**意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の批准書**を、世界知的所有権機関 (WIPO) に寄託した。ジュネーブ改正協定は、2018 年 2 月 28 日からロシア連邦に対して効力を生じる。

2017 年 4 月 3 日付「**意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の批准に関する**」連邦法第 55-FZ 号には、以下の言明がある。

- 1) ジュネーブ改正協定第 7 条第 2 項に基づき、ロシア連邦は、ロシア連邦を指定する国際出願に関連して、および当該国際出願から発生する国際登録の更新に関連して、所定の指定手数料が、工業意匠の国際登録が有効である国としてロシア連邦を指定するための個別の手数料に置き換えられることを表明する。
- 2) ジュネーブ改正協定第 11 条第 1 項(b)に基づき、ロシア連邦は、自国の法律が工業意匠の公開の延期を定めないことを表明する。
- 3) ジュネーブ改正協定第 12 条第 2 項に基づき、およびジュネーブ改正協定に基づく共通規則第 18 規則第 1 項(b)に基づき、ロシア連邦は、ロシア連邦内での保護の拒絶の通知の作成期間が 12 カ月であることを表明する。

4) ジュネーブ改正協定第 13 条第 1 項に基づき、ロシア連邦は、同一の出願の対象である複数の工業意匠が、意匠の単一性の要件を遵守することを表明する。

5) ジュネーブ改正協定第 14 条第 2 項(a)に基づき、およびジュネーブ改正協定に基づく共通規則第 18 規則第 1 項(c) (i)に基づき、ロシア連邦は、ロシア連邦での国際登録の効果が、ロシア連邦の省庁が世界知的所有権機関国際事務局に対し保護通知を提出した日から開始することを表明する。

6) ジュネーブ改正協定第 16 条第 2 項に基づき、ロシア連邦は、工業意匠の国際登録の所有権の変更に関する国際登録簿の記録が、ロシア連邦の省庁が所有権の移転に関する該当文書を受領するまで効力を生じないことを表明する。

7) ジュネーブ改正協定第 17 条第 3 項(c)に基づき、ロシア連邦は、工業意匠に関する独占的権利の有効期間が 5 年間であり、保有者の請求により、追加期間を 5 年ずつとして更新することができること、ただし、国際登録の出願日から 25 年を超えて有効期間を延長することはできないことを表明する。

8) ジュネーブ改正協定に基づく共通規則第 13 規則第 4 項に基づき、ロシア連邦は、ロシア連邦の省庁を通じて行われる国際出願の素材の提出のために要求されていた 1 カ月の期間を、安全保障調査を行うために 6 カ月の期間に置き換えることを表明する。

工業意匠の国際登録が有効である国としてロシア連邦を指定するために支払う個々の手数料の金額は、2017 年 9 月 23 日付ロシア連邦政令第 1152 号により承認された。

一般的に、ハグ制度は、工業意匠の所有の付与手続を簡素化し、出願者の費用負担を最小化するものである。

II. 2017年9月23日付ロシア連邦政令第1151号「発明特許、実用新案、工業意匠、ならびに商標またはサービスマークの国家登録、ならびに原産地名称の独占的権利の国家登録および付与、ならびに知的活動の所産の独占的権利の譲渡または個別化の手段についての国家登録、ならびに独占的権利の担保設定、ならびに当該所産を使用する権利または契約に基づく手段の付与に関連する法的拘束力ある措置のための特許その他の手数料に関する規則の改正について」

法的拘束力を有する措置のための特許その他の手数料の支払手続を改正するロシア連邦政令が2017年10月6日に発効した。かかる措置の申請について明確化した規定が置かれた。

例えば、以下の手数料が新設された。実用新案の実質についての専門家審査手数料、工業意匠出願から発明／実用新案出願への転換手数料、発明特許から実用新案特許への転換手数料。発明／実用新案／工業意匠の特許の最初の5年間における維持手数料の減額が規定された。商標出願に基づく連絡先住所の変更手数料は取り消された。

ロシア特許庁に出願または申立てを行うために出願者（その代理人）がいかなるサービスを利用することができるかが明確にされた。留意すべきは、発明出願の登録および形式審査の遂行について、従前規定されていた金額の手数料を2017年10月6日より前に支払っていた場合、当該日より後にロシア特許庁に出願が行われたとしても、

追加の手数料が請求されることである。ユーラシア特許条約に基づき発行されたユーラシア特許をロシアにおいて維持するために支払う手数料の詳細が決定された。

注目すべき変更の中でも、以下が強調される。

- ロシアでの発明特許の登録手数料が1,650ルーブルから3,300ルーブルに増額された。これに加え、出願者は、10を超える1発明クレームごとに700ルーブルを支払うべきである。従前は、25を超える1発明クレームごとに250ルーブルが請求されていた。
- 実用新案出願の登録についての支払額は、850ルーブルから1,400ルーブルに増額された。工業意匠の登録については、850ルーブルから1,700ルーブルに増額された。
- 商標登録手数料は、ICGSのクラス数が5クラスを超えない場合に、1万6,000ルーブルである。それ以降の1クラスごとに1,000ルーブルを追加して支払うべきである。商標証明書について別の手数料が新設され、2,000ルーブルとされた。従前は、登録および証明書発行は1個のものとしており、その支払いは1万6,200ルーブルであった。
- 電子サービス³では、30%減額される。

支払われた手数料は、以下の場合を除き返還されることはない。

- (A) 必要な金額を超える額を支払った場合
- (B) 出願人が権限ある機関に依頼する前に法的拘束力を有する措置を講じないことにした場合

³ 電子的に提供されるサービス（オンラインの資源を用いるものなど）

(C) 講じられていない措置について手数料
が支払われた場合

(取りまとめ：知的財産・イノベーション
部 知的財産課、ジェトロ・サンクトペテル
ブルク事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、
DLA パイパー社

(<https://www.dlapiper.com/en/russia/>)
の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。